

第6回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会 議事概要

- 日時 令和6年2月27日（火）18時30分～20時00分
- 場所 鎌倉市役所本庁舎2階 201会議室
- 出席者 赤井慶子、田中良一、手島廉幸、平井潤子、益田朋子
松村夕起子、峯尾武巳、山岡明美、山内由隆、山本俊文
渡邊武二、渡部月子
計12名（五十音順）

- 会議内容
 - 1 報告
 - （1）意見公募（パブリックコメント）及び庁内意見照会の結果について
 - 2 議題
 - （1）第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画（案）について
- 事前配付資料
 - 資料1－1 意見公募（パブリックコメント）に関する意見と市の考え方一覧
 - 資料1－2 庁内意見照会に関する意見と回答一覧
 - 資料2 第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画（案）
- 議事概要

委員長より開会の挨拶の後、出席者の確認を行う。定員14名中12名が出席。委員の過半数が出席していることから委員会として成立することを確認。傍聴希望者はいなかった。

その後、事務局から事前配付資料の確認後、当日配付資料として以下の資料を配付した。また、本委員会の議事録についても公開することを全員了承した。
- 当日配付資料
 - 第6回高齢者保健福祉計画推進委員会に関する意見質問票
 - 第5回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会議事録概要

1 報告

(1) 意見公募（パブリックコメント）及び庁内意見照会の結果について

(事務局)

報告事項の「1 意見公募および庁内意見照会に関する庁内検証会の結果」について報告します。

お手元に資料1-1、資料1-2、それから各意見については、資料2のページ数を確認しながら話しますので、資料についても併せてご参照ください。

今回資料1-1の資料1-2について、計画案のページに沿って、章ごとに説明をまいります。

今回骨子案からページ数を増やしている関係で、資料2のページについては、資料1-1、資料1-2、それぞれ右端にあります計画案のページをご参照ください。

それでは、第1章の関係部分についてから説明をします。

該当する番号は資料1-1については、連番の1番から3番のご意見、資料1-2についても同じく1番から3番のご意見になります。

まず資料1-1のご意見です。

こちら計画案については3ページをご参照ください。

他計画との関係について、他計画「等」に変更してはどうかというご意見、それから鎌倉市共生社会の実現を目指す条例というのを具体化具現化することから、この条例についても追記してはどうかというご意見をいただいております。説明文には追記は行いませんでしたが、第8期計画と同様にこの条例を具体化・具現化するものであるため、計画の関係図というのを今回追加しておりますが、こちらに反映します。

同じく資料1-1の2番になりますが、以前は位置づけ図があったとのことご意見をいただいていたのですが、骨子案では位置付け図を省略しておりましたが、今回3ページにおいて作成をしております。

なお、計画の関係図については、庁内で行政計画の関係図が整理されたため、それに沿った内容として第8期とは修正を加えている部分がございます。詳しくは後ほど改めて説明をします。

続きまして、資料1-1の3番、5ページをご覧ください。このようなアンケートを多く実施してほしいというご意見をいただいております。ニーズ調査の他にも様々な機会を通じて実態やニーズを把握していきたいと考えています。

続きまして、同じく第1章の関係です。資料1-2の1番、計画案の1ページをご覧ください。

本文の2段落目になりますが、ヤングケアラーに関する記述について、ケアラ

一支援条例におけるヤングケアラーの定義と整合性が取れているかのご意見ですが、条例におけるヤングケアラーの定義というのが、「ケアラーのうちこども基本法第2条第1項に規定するこどもである者をいう。」というのが定義であるため、この記載について統一しました。

続きまして、資料1－2の2番の意見になります。同時期に改定される障害者基本計画、障害児サービス計画と記載内容を統一した方がいいのではないかというご意見でしたが、できる限り障害福祉課と調整をしまして、統一できる部分については統一を図りました。回答のページとしては、2、3ページの計画の位置付けと、7ページのSDGsの取組の部分で調整を図りました。

続きまして資料1－2の3番、7ページのSDGsの取組ですが、高齢者の保健福祉がどの分野に該当するのかがわかりにくいということで、障害者福祉計画のように直近で該当する目標について説明するなどの工夫があると良いのではないかというご意見でした。7ページは全体のSDGsの目標の説明としてそのままの記載としましたが、16、17ページの体系図に元々掲載をしていたほか、35ページのように、第4章の節ごとにも該当するSDGsのマークを掲載し、よりわかりやすくなるよう工夫しました。以上が第1章に関する部分の意見です。

続きまして、第2章に関わる部分の意見について説明します。こちら資料1－1は該当がなかったため、資料1－2をご覧ください。資料1－2の4番から6番のご意見が該当します。

まず、4番のご意見、11ページの本文の上から3行目に該当しますが、このみ西暦の併記が漏れていましたので、ご意見いただいたとおり修正しました。

それから5番と6番、それぞれ13ページの4の見出しと本文の上から3行目になりますが、こちら「または」というのを、「又は」と漢字に修正しています。以上が第2章に対するご意見です。

続きまして、第3章に関する意見について説明します。こちら資料1－1については、4番と5番の意見が該当になります。4番のご意見については、計画案20ページをご覧ください。「誰もが正しい認知症の知識を持って、認知症でも認知症でなくても同じ地域社会でともに暮らす」という記載にしていたましたが、認知症施策推進大綱に基づいて修正してはどうかというご意見でした。こちらいただいたご意見を踏まえて、「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに暮らす「共生」の視点と、認知症になることを遅らせる」という文言に修正しました。

続きまして5番です。27ページになりますが、加齢性難聴対策について、具体的な記載を加えてほしいというご意見でした。具体案をご提示いただきましたが、現時点で取組の予定がないことから今後の参考とさせていただきます。

続きまして、資料1－2の7番から10番のご意見です。こちら7番から10番

のうち7番から9番については、先ほどと同様に文言をひらがなから漢字へ修正という内容になっています。それから、ページめくりまして10番になりますが、こちらは該当が26ページの本文の2段落目になります。市が公募し、民設民営でとなることを理解しているが制度を知らない市民にとって、なぜ市が公募するのか、公募して市のお墨付きの施設になるまではこの誤解が生じる可能性があるのでは、脚注等で制度説明が必要ではないかというご意見でした。公募で決定した事業者が施設を開設するに当たっては、県または市の指定がないと開設することができません。また、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅については、県が指定を行っていません。市が公募する理由については、既に第5章のみで記載をしておりますので、この内容について計画に反映はしておりません。

続きまして、第4章に対するご意見です。こちら第4章はご意見が多くありますので、節ごとに区切って説明します。まず第1節へのご意見ですが、資料1-1は6番から16番が該当となります。

6番について、本文の5行目になりますが、認知症や終末期の方への対応ができることと記載していましたが、サポーターが行わない活動のうち、身体介護、1人で歩行できない方への外出支援、サポートセンターを利用できる人は、要介護認定を受けている場合は要支援1、2、要介護1に限定していることから、終末期の方への対応は行わないと考えるのご意見でした。こちら終末期の対応は、実際過去にADLの状態が良い場合は対応していましたが、誤解を生む表現であるため、この「終末期」という文言は削除し「認知症の方への対応もできる」という表現に変えています。

続きまして7番、38ページの生活支援サービスの充実の主な事業・取組についてのご意見ですが、生活支援コーディネーターの配置という文言を生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進という文言に修正してはどうかというご意見でした。今回の計画では主に事業内容を記載しておりまして、生活支援コーディネーターの地域づくりは取組結果として実績報告で記載する予定となっています。

続きまして8番、39ページの高齢者の見守り体制の充実の主な事業・取組になります。第8期には記載があった災害時における避難行動要支援者支援制度の周知及び連携強化を追記してはどうかというご意見ですが、「1-1(4)見守り体制の充実」が、平時の見守りに関連した事業・取組として整理しました。避難行動要支援者の避難支援は、「4-3(1)災害時に備えた支援体制の充実」の主な事業・取組として記載したため、ご意見いただいた箇所について追記していません。

続きまして9番、40ページ41ページにまたがる内容ですが、成年後見制度の

利用促進に関して、具体的な内容で、鎌倉市の成年後見制度の今後の展開に基づいた修正を加えてはどうかというご意見でした。また、主な事業・取組についても、仮となっている協議会の名称に修正してはどうかということでした。ご意見を踏まえまして、今後の展開や協議会の機能について明確に説明するため本文の１段落目の説明の文章を修正しました。また、主な事業・取組の６番についても、こちら協議会の名称というのを仮の名称ではなくて今進めている協議会の名称の記載をすることにしました。

続きまして１－１の資料の１０番から１２番、４３ページの高齢者の在宅生活の支援に関するご意見になります。先ほども加齢性難聴の話題がありましたが、主な事業・取組において、聞こえが低下した高齢者への対策を加えてほしいというご意見でした。聞こえが低下した高齢者の方を含め、多様化・複雑化する支援ニーズに対応するための施策で全体的な地域ケア体制の充実を図っていくことから、今回は具体的に記載していません。

また、次も高齢者の在宅生活の支援に対するご意見ですが、単身世帯が増加している背景から高齢者の住宅を確保するための施策を検討するように求めるといった趣旨のご意見ですが、本市では現在、高齢者をはじめとした住宅の確保が困難な方向けに住まいの困りごとへの相談に対応する住まい探し相談会を実施しています。また、市内の関係部署や福祉関係団体、不動産関係団体等で構成される居住支援協議会を組織し、住宅の確保が困難な方への支援を実施しているところです。引き続き、高齢者の住宅確保に有効な施策を検討していきたいと考えています。

次にページをめくりまして１２番になります。配食サービスの助成について、対象となっていたもののこのサービスを知らなかったことから、いろいろな周知の方法を検討してほしいとのご意見がありました。配食サービス等の事業について、「鎌倉市シニアガイド」を介護保険課の窓口を初め、地域包括支援センターなどに配架して周知していますが、今後より効果的な周知方法を検討していきたいと考えています。

続きまして１３番、４３ページから４４ページにまたがる、ケアラー支援の評価に対するご意見です。ケアの対象には障害児者も含まれているので、障害福祉課及びこども相談課も所管課とし、障害福祉に関する相談支援等の関係機関の連携に関する事業にも取り組んでもらいたいというご意見です。本市におけるケアラー支援はケアラーのみならず、ケアラー対象者への取組として包括的に行うものと捉えています。ご指摘のとおり、ケアラーの対象には障害児が含まれていますが、ここでの記載については、鎌倉市ケアラー支援条例の所管課である福祉総務課を中心に高齢者いきいき課、介護保険課としています。なお、記載のない関係課とも連携してケアラー支援に関する施策に取り組みますが、ケアラー

の置かれている状況は多様であり、関係機関及び必要となる支援も多岐に渡るため、障害福祉に関する相談支援等の関係機関の連携については、重層的支援体制整備事業を活用して多機関協働による連携を図ってまいります。

続きまして、実際ご自身がケアラーとなっている方からの生活困窮者への経済的支援のあり方を構築してもらいたいというご意見ですが、庁内関係各課で共有し、ケアラー支援に関する施策の推進を図っていきます。お困りの際には、まずは市役所までご連絡いただくよう市の考え方を示しています。

続きまして 15 番、45 ページになります。在宅医療と介護福祉の連携推進について、高齢分野から見て医療分野との連携を主とする事業であることは認識しているが、現在障害福祉分野が関連する事案が増加していることから、本施策に対して、又は新たに別項目として、障害福祉分野を含めた連携推進事業を実施していただきたいというご意見です。医療と生活の場の連携は医療介護連携に留まるものではなく、障害福祉の施策においても課題であると認識しています。課題の抽出や連携体制の構築に向け、どのように取り組んでいくべきか、重層的支援体制整備事業や地域包括ケアの推進などと併せまして、関係各課とともに検討していきます。

次に 16 番、46 ページになります。ACP の普及啓発の方法について、市内の介護保険事業者や市民の代表と一緒に検討できる場があると良いと感じたというご意見です。人生の最終段階をどう過ごしたいかを、元気なうちから考え、希望する医療やケアについて考える ACP の普及啓発は重要な取り組みであると考えています。いただいたご意見を今後の取組の参考にさせていただきます。第 1 節に関しては、資料 1－1 は以上となります。

次に資料 1－2 は 11 番から 13 番となります。

11 番、35 ページになりますが、地域包括支援センターの機能の充実と質の確保について、現在、鎌倉地区の地域包括支援センターを市役所本庁舎内に設置していますが、計画に記載をお願いしたいとのご意見です。いただいたご意見のとおり追記をしています。

続きまして 12 番、39 ページになります。「概ね」という漢字で表現していたものが、公文書作成規程ではひらがなの「おおむね」が用法として正しいとのご意見です。いただいたご意見のとおり修正しています。

続きまして 13 番、45 ページになります。在宅医療と介護・福祉の連携の推進について、読点で区切っているのも、歯科医師会と薬剤師会も医師会と同様の、「鎌倉市」を付けて統一した方が良いのではないかというご意見です。いただいたご意見のとおり修正しました。以上が第 1 節の説明になります。

続きまして、第 2 節を説明します。第 2 節について、資料 1－1 の 17 番と 18 番になります。

まず 17 番、50 ページをご覧ください。早期発見早期対応に向けた支援体制の構築について、認知症初期集中支援チームの記載がありますが、医療や介護に結びつかないケースだけでなく、医療や介護のサービスを受けているが、対応に苦慮している場合にも焦点を当ててもらえると良いと感じたというご意見です。認知症初期集中支援チームの効果的な活用のために市、地域包括支援センター、協力医師の 3 者で連携・調整をしながら本事業を実施しているところです。医療や介護のサービスを受けているが、対応に苦慮している場合についても、状況に応じて本事業の対象として支援を行うことが可能となっています。

次に 18 番、51 ページになります。ページの下部に認知症の委員会や推進会議の記載がありますが、こういった委員会や推進会議において対応力の向上に向けた取組を具体的に知りたいというご意見です。認知症の委員会及び会議では、認知症施策に関わる様々なテーマで情報共有や意見交換を実施しています。また、ケース検討では医師の助言を得ながら参加者が学びを深める場になっています。

続きまして、30 番をご覧ください。元々は「主要施策 5－1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、聞こえの問題を加えてほしいというご意見でした。聞こえの問題の早期発見等が認知症予防や生活の質の維持向上にも関係することから、ご意見があったページではなく、47 ページの上段にある認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発の中の「認知症予防も含めた知識等の普及啓発」の説明文において「難聴」という言葉を明記して説明しています。資料 1－1 は以上となります。

資料 1－2 は該当項目のご意見がなかったため、そのまま第 3 節の説明に移らせていただきます。資料 1－1 の 19 番から 23 番になります。

19 番、55 ページをご覧ください。「主要施策 3－2 生きがいづくりの推進」の中の「3－2（2）いきいき事業の推進」について、高齢者の移動のためのバス乗車券補助の復活を加えて欲しいというご意見です。これまでの委員会でもいただいたご意見ではありましたが、市の考え方は変わらず、全ての高齢者に対する一律の交通費補助を継続して実施していくことは考えていません。高齢者の外出支援のあり方は、外出機会の創出や生きがい健康づくりの観点も含めて検討していきます。

20 番、55 ページです。時代に合ったいきいき事業の説明をしたところであるが今回継続事業しか掲載されていないことから、新しい支援事業の追加を希望。例えば、高齢者が生活するにはスマホが必需品となるため、関連事業として具体的な例を挙げていただいているご意見です。具体的な内容を掲載したわけではありませんが、高齢者のデジタルデバйд解消に向けた取組が重要であると認識しています。高齢者向けのスマホ教室を多世代事業の一環として実施する取

組も現在行っています。いただいたご意見を参考に引き続き取り組んでいきます。

21 番、55 ページから 56 ページの社会参加の推進と地域活動の拠点の充実についてのご意見です。この計画というのが重要なものであるということは認識しているが、元気老人が多い鎌倉市において前回と今回ではあまり変化がなく残念。アンケートも実施したが、高齢者ニーズを聞いてないのではないかと。現在の高齢者では参加しない事業もあるので現状どれくらい把握しているのか、具体的な支援策の記載が欲しいというご意見でした。アンケートがニーズを聞いてないのではないかとというご意見をいただいておりますが、令和 4 年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査では、厚生労働省が示す必須の質問項目だけではなくて、外出に関する質問など独自の質問項目に加えて、自由記述欄を設けて、高齢者のニーズの把握に努めたところです。引き続き高齢者が住みやすいまちづくりを推進して様々な手法により、高齢者の実態やニーズを把握していきたいと考えています。

続きまして 22 番、57 ページの地域自主活動団体への支援について、補助金交付の要綱、要領が明示されるとありがたいというご意見です。令和 6 年度の事業案内とともに実施要項もホームページに掲載予定となっております。

次に 23 番、59 ページから 60 ページの外出支援サービスの充実について、交通不便地域に居住する高齢者に対する通院や買い物時の交通権を保障する施策の検討を加えてほしい。現在実施されている NPO や社会福祉法人との連携が不十分な地域があるというご意見です。外出しにくい地域に居住する高齢者に対する施策については、外出支援サービスの充実の項目ではなく、4 番目の移動手段の確保の項目に掲載しています。NPO 法人や社会福祉法人が実施する送迎サービスの協力を引き続き行いながら交通環境の整備に取り組んでいきます。以上が資料 1－1 の該当部分になります。

続きまして資料 1－2 の該当部分が 14 番から 16 番になります。

まず 14 番、52 ページをご覧ください。高齢者雇用促進事業の推進について、AI を活用した就労支援システムに企業の求人情報及び個人の求職情報等を登録し、高齢者や女性の技能、体力及び時間に応じて仕事等を推奨するマッチングシステムを運用することから内容を商工業振興計画から抜粋して追記をしてほしいという庁内からの意見でした。ご意見のとおり、文言を追記しています。

続きまして 15 番、54 ページから 55 ページとなります。図書館の資料、設備機材の充実等について、身近な地域の図書館に変更したのと、55 ページの主な事業・取組にある 3 番の行事等の開催に変更しております。4 番は元々講師やイベントの企画運営の参加機会の創出を期待していましたが、終息してきたとはいえ新型コロナウイルス等の影響で実施が難しい場合が懸念されているため、

削除したところです。

16 番、55 ページですが、その次の 4 番の博物館等での文化財公開活動の充実等になります。正しい名称の「鎌倉歴史文化交流館」に修正しています。以上が第 3 節の説明になります。

続きまして第 4 節の説明に移ります。資料 1－1 の 24 番から 27 番になります。

まず 24 番、61 ページをご覧ください。高齢者向け住宅の整備の中の、ライフステージに応じた住生活の実現及び高齢者等の居住の安定確保の市営住宅に関するご意見として、年に複数回、申込のタイミングがあると相談しやすいというご意見です。市営住宅の募集を年 1 回としていますが、応募がなかった一部の住戸について、常時応募を受け付ける常時募集への切替について現在検討しています。

続きまして 25 番で、67 ページになります。「主要施策 4－2 高齢者のやさしいまちづくりの推進」になります。内容の説明に先ほどからいくつかありましたが、聞こえに関する内容を加えてほしいというご意見になります。第 9 期の計画期間中に聴覚障害の方や高齢者の方に対して、窓口の対応時の聞こえを補助する対話支援機器を導入する予定があったため、情報バリアフリー機器の設置を今回追加しました。

続きまして 26 番、65 ページになります。地球温暖化の影響による猛暑が高齢者にとって耐えがたいものになっているため、クールシェルターの設置を高齢者の健康維持、外出支援の一環として進めるという内容を加えてほしいというご意見です。具体的な案としてご提示いただいておりますが、現時点で取り組む予定はないため、今後の参考とさせていただきます。

次に 27 番、65 ページになります。「4－2（1）買い物支援サービスとの情報提供」について、ご意見いただいた方の周りでも買い物弱者が増えており、野菜の移動販売車等が来るなどこういった連携をより強化してほしい。交通弱者への政策として乗り合いタクシーの助成などを検討してほしいというご意見でした。買い物支援をはじめ高齢者の生活支援サービスを充実させられるよう関係機関と連携して取り組んでいくとともに、買い物支援サービスの情報を引き続き提供していきたいと考えています。また、交通弱者への政策についても、いただいたご意見を庁内の関係課で共有して今後の取組の参考とさせていただきます。

次に資料 1－2 の番号が 17 番から 24 番になります。

まず 17 番、62 ページになります。こちら「4－1（3）消費生活相談の充実」について、「消費者被害を未然に防止するため、消費者トラブルの実例等を紹介する出前講座等の実施やリーフレットの配布など積極的な啓発活動を行う」と

いう説明文章に変更してほしいとのご意見です。ご意見のとおりに修正しています。

続きまして 18 番、63 ページと 64 ページにまたがる「4-1 (4) 防犯情報等の提供」について、ここに記載があるとおりの内容の修正をお願いしたいというご意見がありました。大きな取組は変更がないものの、細かな文言の整理、本文から主な事業や取組に移した部分等があります。いただいたご意見のとおりに修正しています。

続きまして 19 番、65 ページになります。「4-2 (2) 移動手段の確保」の主な事業・取組について、1 番に「新たな交通システムの導入による交通不便地域の解消等」との記載がありましたが、現在の動きを踏まえて削除してほしいというご意見でした。ご意見のとおり括弧書きの部分は削除しています。

同様に 2 番も記載の後に括弧書きとして、「パークアンドライド鎌倉フリー環境手形の利用促進等」との記載がありましたが、具体的事業が「古都鎌倉の歴史性を生かした交通需要管理施策の推進」という内容に「安全で快適に利用できる交通環境の整備」が合っていないため、括弧書きを削除するというご意見のとおり修正しています。

次に 21 番、66 ページになります。「4-2 (3) 地域主体のまちづくりの推進」のうち、「支所を中心とした地域づくり推進の体制構築」の説明に「地域のステークホルダー」という表現を使っていましたが、高齢者の計画において理解しにくい用語を使うことはいかかなものかというご意見です。ご意見を踏まえて、「地域で活動される様々な方々」という表現に見直しました。

続きまして 22 番、67 ページになります。2 番の「産官学民連携による鎌倉リビングラボの推進」の説明について、こちら先ほどと同様に当初カタカナの記載をしていましたが、ご指摘いただいた内容を踏まえまして、「社会的価値を創出する活動の過程で」という表現に修正しています。

次に 23 番、68 ページになります。「主要施策 4-3 災害・感染症対策に関する体制の整備」の説明について、「大規模な地震や感染症が発生した場合には特に地震の際における津波の被害も想定されます」と記載していたものを「大規模な地震が発生した場合には津波の被害も想定されます」と文章を変更しました。

24 番、68 ページになります。「4-3 (1) 災害時に備えた支援体制の充実」のうち、「地域防災計画との連携」について、主な事業・取組の 3 番を「福祉避難所の設置運営訓練を実施」という文言に変更してほしいというご意見でした。福祉避難所は発災時に設置されるものであるため、当該施設を利用している方の避難等を想起させる「防災訓練」という表現ではなく、福祉避難所を開設し運営することを表現する「設置・運営訓練」が適切であると考えためとの理由から、ご意見の通り修正しています。以上が第 4 節に対する意見になります。

次に第5節に関する意見になります。資料1－1の該当の番号は28番から32番になります。

まず28番、70ページから71ページになります。「健康診査受診等による疾病予防」の主な事業・取組について、新たに6番として聞こえに関するアンケートの実施というのを加えてほしいというご意見です。加齢性難聴は、有病率の報告が既にされているため、改めて聞こえに関するアンケートを実施する予定はありません。

29番は、各種がん検診、歯周病検診を主な取組等に記載をしていますが、新たに聴力検査を加えてほしいというご意見です。検査の追加予定がないため、変更はしていません。

次に30番、47ページになりますが、認知症の施策の部分で説明しているため割愛します。

次に31番、72ページから73ページになります。「5－2（2）一般介護予防事業の推進」に生きがい、サークル活動の必要性が記載されている。老人クラブなどと同様に民間団体でも日常的にサークル活動を行っており、こういった民間団体への支援や、安価に借りられる場所を確保できる制度を検討してほしいというご意見でした。自主的に活動するサークル等への支援は専門職の派遣等実施してその活動を支援しています。活動場所の確保は、各団体が市内の公共施設等を工夫しながら利用していると聞いており、活動場所確保に向けた支援は現在検討していません。

次に32番、72ページから73ページになります。フレイル予防について、三浦半島で導入されている東京大学高齢化社会総合研究機構のフレイルチェック事業を取り入れていくことで、フレイルサポーターが介護予防事業など各事業に関わることで今鎌倉市が取り組んでいる事業をさらに活性化していくと思われるため、フレイルサポーターをはじめとした担い手の育成を第9期の計画に加え、地域包括ケアシステムの構築を推進してもらいたいというご意見です。本市ではフレイル予防の講座や運動教室等、介護予防のための様々な事業を展開しているところです。地域の自主活動グループへの講師派遣等を行う中で、健康維持できるように支援して、グループのリーダー的な役割を担う方には、市のフレイル予防講座の受講を促し、地域の活動に還元してもらおう取組を行っています。事業や地域活動の活性化のために活動の場が増え、社会的なつながりが構築されることがフレイル予防の効果として期待するところであると考えています。いただいたご意見を参考にさせていただき、今後も取り組んでいきたいと考えています。

資料1－2の第5節に対するご意見はありませんでした。

引き続き、第6節に対するご意見として、資料1－1の33番と34番につい

て説明します。

まず 33 番、77 ページになります。「6－1（3）共生型サービス導入の推進」について、1 番の「共生型サービスの創出」から「の創出」を削除してはどうかというご意見です。「共生型サービス」は平成 30 年度に設けられた制度であることから既に創出されているため、ご意見のとおり修正しました。

続きまして 34 番、77 ページになります。主な事業・取組の 2 番の「地域密着型サービス」を切り取って用語解説の「アスタリスク（＊）」を加えていましたが、この位置にあることで「共生型地域密着型サービス」という用語説明があるように思えてしまうため、「アスタリスク（＊）」を削除するのが良いのではないかというご意見でした。「共生型地域密着型サービス」という用語説明はないことから誤解を生む表現のため、ご意見のとおり「アスタリスク（＊）」は削除しました。以上が第 6 節に対するご意見です。第 6 節は資料 1－2 について意見がありませんでした。

第 7 節に対するご意見です。

資料 1－1 の 35 番、81 ページになります。各指標に目標値と記載しているが、3 年間にわたっての目標値となることから「令和 8 年度」と明記した方がわかりやすいのではないかとのご意見です。目標値は毎年の実績報告で把握できる数値のほか、日常生活圏域ニーズ調査で把握する指標を設けていることから、値を確認する時期が指標によって異なっているため、表記を変更せずに目標値だけの記載としました。

次に、資料 1－2 の 25 番、81 ページです。指標の設定根拠は何か明らかにしてほしいという意見です。計画には設定根拠を明記していませんが、設定というのは基本方針ごとに指標を定めて、コロナ禍以前の数値を意識して目標値として設定しています。第 4 節にたいする意見は以上となります。

次に第 5 章の説明です。

資料 1－1 の 36 番、95 ページから 97 ページになります。介護保険の 2 割負担の見直しをお願いしたいというご意見です。介護サービス利用時の自己負担割合は介護保険法等により所得や世帯の状況に応じて定められています。

資料 1－2 は、26 番から 28 番となります。文言の修正になります。令和 3 年度の西暦を併記していなかった部分がかったため、2021 年度を加えて西暦を併記する内容に修正しています。

次に 27 番、82 ページとなります。介護老人福祉施設の説明で 5 ヶ月という文言を、カタカナの「カ」を使っていたのですが、ひらがなの「か」に修正をしました。

28 番、85 ページとなります。こちらのページにも和暦での表現が出てきていますが、西暦を併記するように修正しました。以上が第 5 章に対するご意見です。

第6章に対するご意見について、資料1-1、1-2ともにありませんでした。最後の用語解説についてです。

資料1-1の37番、108ページになります。用語解説の中に「みらいふる鎌倉」の説明を記載していますが、感謝のお言葉をいただきました。

資料1-2は32番から33番となります。

まず32番、102ページとなります。用語解説のエンディングプランサポート事業の説明で、一人暮らしの表記を「ひとり」とひらがなにしていましたが、他の説明部分では、漢字で「一人」と表記していたため、ご意見のとおり表記を統一して漢字に修正しています。

次に33番、107ページとなります。認知症初期集中支援チームの説明で、「概ね」の表記について漢字からひらがなに修正しています。

その他のご意見としまして、資料1-1の38番から39番に、計画の中の記載に対してのご意見ではありませんが、市の考え方を記載しています。

資料1-2も計画の中の記載に対してのご意見ではありませんが、全体的な意見として34番ではUDフォントの使用についてご意見をいただいています。元々「UDフォント」を使用しています。また、文字の大きさも一定以上大きくするなど高齢者の方にも見やすいように配慮しているところです。

次に35番です。いかに高齢者の方に正確に伝えて理解してもらうかという視点が重要で、鎌倉市で立ち上がりました「お悔やみコーナー」で使用されている資料のように一目でわかる案内チャートがこの計画書に添付されていると良いのではないかというご意見でした。相手にわかりやすく伝えることが重要であると認識しています。すぐに対応することが難しかったのですが、今後の取組の参考とさせていただきます。

資料1-2の29番から31番について、西暦表記に無駄な空白があるのではないかのご意見です。今回使用している「UDフォント」の性質上、空欄があるわけではなく、空欄ができているように見えてしまうことを説明しています。また、ご意見いただいた骨子案の介護保険料のページの内容変更によりご意見いただいた箇所そのものがなくなっています。

以上でパブリックコメントと庁内照会でいただいた意見とそれに対する市の考え方と回答となります。なお、回答の部分で網掛けしている箇所が今回の計画に反映した箇所となります。説明は以上となります。

(委員長)

今の説明と合わせて事前に確認をしていただきましたが、何かご意見やご質問等ありますでしょうか。

(渡邊委員)

83 ページの介護医療院の施設数及び設置数について、介護医療院が現在ないことから「整備の可能性があれば」という表現はいいのではないかと思います。また、現在ないのであれば、病院の運営管理までやった方がよいと思います。

続いて、社会福祉法人の車両を利用した送迎についてです。私が3年くらいボランティアで大船から施設までの車を利用して、その時に「大っぴらにできない」という言い方をされたことを記憶しています。社会福祉法人がこういった送迎を目標にした形でやることについて大丈夫なのかが気になりました。

答え難いとは思いますが、もう一点。訪問介護の減額される介護報酬の改定がありました。先月もヘルパーの方に話を聞きましたが、大変お怒りの様子でした。認知症の本人を持つ家族にとって、施設への入所が無理な場合、在宅で見ていくしかないわけですが、その在宅で十分に見ていけるのかどうかという心配が常に頭にあるわけです。今回の計画で、ヘルパーの方への研修などの記載はありますが、他に何か話があれば教えていただければと思います。

(委員長)

介護医療院について事務局で対応していただければと思います。

それから社会福祉法人の目的外使用にならないかというご指摘かと思います。現在、社会福祉法人の「地域における公益的な取組を実施する責務」があり、社会貢献をしていきなさいと言われていています。おそらく事業計画の中で記載があるのではないかなと思いますが、確認をお願いします。

最後の令和6年4月からの介護報酬改定ですが、何か市で答えられるものがありますか。

(事務局)

2月議会でも議員の方からホームヘルパーが不足しているのに基本報酬が下がって大変なことになっているという趣旨の質問がありました。

多職種から構成される在宅医療介護連携推進会議では、人材不足を課題として挙げられており、どうしたらホームヘルパーの方が増やせて少しでも働きやすい職場になっていくのかを在宅医療と介護の連携の場面から考えていこうという動きもあります。

また、訪問介護連絡会に介護保険課の職員も出席していますのでどんなことに最も困っているのか、報酬改定を受けて今後どうなっていくのかを把握していきたいと考えています。

(委員長)

79 ページに「介護人材の確保・定着の推進」や「介護職員の専門性向上の推進」と書かれていますが、詳細な部分については書き切れていなかったということで、事務局もそのあたりは承知しているということでよろしいですね。

では、議題の1に移りまして、骨子の計画の案を全体的なところで再度確認して、またご意見いただければと思います

2 議題

(1) 第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画（案）について

(事務局)

こちらは資料2の計画の案に基づいて説明します。先ほどパブリックコメントや庁内照会で反映した箇所については既に説明したため、それ以外の部分での修正箇所を中心に説明します。

まずはこの全体的な内容に関する変更点ですが、こちらレイアウトを変更しています。ページの上部と下部に線を新たに挿入しました。ページの上部を見ると該当の章がわかるように記載を追加しました。この後は個別に章ごとにどういった変更を加えているかを説明します。

「第1章 第9期高齢者保健福祉計画の策定にあたって」ですが、先ほどのパブリックコメントでもご意見がありましたが、3ページに「計画の位置づけ図」というのを新たに加えております。

こちらの計画の位置づけ図ですが、第8期と構成が変更している部分があります。庁内において行政計画の関係図が新たに整理されたことに基づいて、この第9期計画で整備しました。一番上に総合計画があり、その下に鎌倉市共生社会の実現を目指す条例がぶら下がる形で位置づけられています。さらに総合計画の下には、各施策の方針を束ねる計画として、現在4つの計画があります。この高齢者保健福祉計画がぶら下がる形で位置づけられている福祉分野の地域福祉計画、その他には環境基本計画、都市マスタープラン、歴史的風致維持向上計画があります。これらが現在の市の各施策の方針を束ねる計画になるため、全て記載しています。その下に各施策の方針を定める計画があります。高齢者保健福祉計画が高齢分野の方針を定めている計画ということで位置づけられ、同じ段階として子ども・若者育成プラン、子ども・子育てきらきらプラン、障害者福祉計画があります。福祉分野は以上になりまして、関係の深いものとして健康分野の計画も同じ段階の健康づくり計画を記載しています。

第8期ではデータヘルス計画と特定健康診査等実施計画を並べて記載していましたが、健康づくり計画の下位の計画としてデータヘルス計画等特定健康診

査等実施計画が今回整理されました。第9期では、今後、各施策の方針を定める計画のみを掲載することから、健康づくり計画のみを掲載することとしました。

続きまして4ページになります。計画の期間の説明図をわかりやすいように新たに追加しています。

続きまして5ページですが、計画策定の経過のページを今回改めて追加しています。

次に「第2章 高齢者を取り巻く状況」です。

まず、11ページです。骨子案では公表前の数値があり空欄となっていた数値が公表されたことから記載しています。令和5年12月に厚生労働省から示されたため、図表2で令和5年度の認定者数の数値を記載しました。

次に「第3章 計画の基本目標と基本方針」の変更点ですが、15ページに「計画の基本方針」の説明を新たに追加しました。真ん中に基本目標があり、それを取り巻く基本方針6つを記載しています。14ページに基本目標自体を掲載していますが、体裁を合わせることで15ページの図と連動するイメージで作成しました。

また、19ページからのアンケートの結果のグラフを記載していますが、グラフの数字を見やすいように修正しています。それから33ページから34ページですが、今回第9期の計画期間中に地域包括ケアシステム構築の目途となる2025年を迎えるにあたり、地域包括ケアシステムの5つの要素と、自助、互助、共助、公助の説明を新たに追加しました。

続きまして「第4章 主要施策の推進について」です。先ほどの庁内照会の意見でも触れましたが、各節の初めにSDG sの取組目標のアイコンを追加しています。

それから59ページにある「3-3(5) 外出支援サービスの充実」の施策内容を60ページに掲載しており、その中に「ICTを活用したポイント事業との連携」という事業が元々ありましたが、計画期間中の実施予定がなくなったため削除しています。

続いて、第4章の介護保険に関わる部分について説明します。

47ページの「第2節 基本方針2 認知症の人を支える体制づくり」について説明します。

こちらも骨子案から大きく変更した箇所はありません。令和5年6月に認知症基本法が成立したことに伴って国で認知症施策推進基本計画を策定する動きは決まっているものの、本市で策定するところまでは至っていないのが現状です。この法律では、認知症の人を含めた国民が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会を推進するとされていますが、元々本市でも平成31年に鎌倉市共生条例を制定し、実現に向けた取組を推進しています。今後とも誰

もが暮らしやすいまち鎌倉を目指して、認知症施策も含めた各施策に取り組みます。

続いて、70 ページの「第5節 基本方針5 健康づくりと介護予防の推進」についても骨子案からの修正箇所はありません。健康診査、健康づくり、介護予防、生活支援サービス事業、それぞれの事業について取り組みます。

96 ページから 97 ページは国からの公表がパブリックコメントに間に合わなかった介護保険料の算出方法や保険料段階を示したページになります。96 ページは介護保険料の算出方法を示しています。介護保険料は第9期期間中の3年間でどれだけ介護給付費が必要かを見込みますが、金額の23%を65歳以上の方から介護保険料で賄うこととされています。そのため、96 ページの表に記載のある計算方法で算出されたものが介護保険料の基準額になります。介護保険料の基準額は97 ページの表にある第5段階の年額6万6,000円の金額となり、第8期と同額です。今後も75歳以上である後期高齢者が増加することに伴い認定者数も増加する見込みとなっていますので、介護給付費も増加していけば介護保険料も増額していくのが通常です。ただ、第9期では昨今の物価高騰などにより高齢者の方々の生活が圧迫されている状況を踏まえ、今まで以上に介護保険料の基金を取り崩し、第8期と基準額ベースで同額と決めました。また、厚生労働省から介護保険制度の中で所得の再分配機能の強化の指針が示されたことから、13段階から16段階の方については、介護保険料を上げる一方で、第1段階から第4段階の方については介護保険料を抑えた金額になっています。第5段階から第12段階の方は第8期と変わらず金額になっています。

次に98 ページの「第6章 計画推進の体制と進行管理」です。第8期でもPDCAサイクルを説明していましたが、わかりやすいものに変更して掲載しています。

99 ページ以降は「資料編」です。元々は用語解説しかありませんでしたが、高齢者保健福祉計画推進委員会の委員名簿や委員会の開催状況、パブリックコメントの実施結果を新たに追加しています。

以上が第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画の骨子案からの意見公募等に関する反映部分以外の変更点になります。

(委員長)

先ほどの庁内の意見照会の35番に「各計画の内容がいかに素晴らしくても、対象となる高齢者にいかに正確に伝えて理解してもらうかが一番の鍵ではないか」と記載されています。確かにそのとおりで、難しいことを優しく記載する観点からもう一度見ていただければと思います。また、今回は非常に見やすくなったという印象を受けました。上下に線を引くなどレイアウトを工夫していただき本当にありがとうございます。委員の皆様から感想も含めまして、またお気づ

きの点がありましたらご意見をお願いします。

(山本委員)

「第5章 サービス基盤の整備」で、これから施設の増強や定員の増員が提案されていますが、現在人手不足と言われている中、介護サービスを提供する体制は今後十分に確保できる見通しはありますか。

(事務局)

介護人材の確保について、関係者含めてどう人材不足を解消していくかを検討していくことや、神奈川県が実施している求職者と介護業界のマッチング支援事業などの情報を施設に提供するなどの方法もあるかと思います。また、本市では研修を行う事業所に助成しています。

(手島委員)

パブリックコメントの内容を非常にきめ細かくまとまっていて良いかと思います。1点質問なのですが、87ページの「2 介護保険サービス事業者数の状況」で要支援要介護認定者数の推移がありますが、令和6年以降の推定値はどのような根拠で算定したのかご説明をお願いしたい。私の印象ではもっと増えるのではないかと感じています。

(事務局)

令和5年度の状況がベースになっています。令和5年度の65歳以上の人口に対する要支援1から要介護5までの各段階の認定者数の割合を算出し、令和6年度以降の各年度における65歳以上の人口にその割合をかけまして認定者数を算出しました。

(委員長)

87ページの「2 介護保険サービス事業者数の状況」で要支援・要介護認定者数の推移以降に掲載されている数字は実際にサービスを利用している人という理解でよろしいですか。

(事務局)

認定者数と介護保険サービスの利用者数は別になります。利用者数の数字は認定者数から算出したものになります。

(委員長)

確認させてください。例えば、認定者数は平成 12 年が 3,314 人ということでよろしいですか。サービスを利用している人が、在宅と施設と合わせると 2 万 5000 人になりますが、認定者数以外の人が使っているということですか。

(事務局)

1 年間の延べ人数で、サービスを利用した人が計上されています。

(委員長)

要支援・要介護となっていますが、介護度別に人数が出ていますか。

(事務局)

このページでは特に介護度別では出していません。要支援・要介護認定者数の介護度別の一覧は、11 ページに掲載されています。

(委員長)

事実として、認定された全員が使うわけではなく、認定者数の中にもサービスを利用していない人もたくさんいると思います。認定者数の大体何%ぐらいが実際にサービスを利用しているのかはおそらく事務局でも把握していると思いますので、何かの折にご報告ください。

(渡部委員)

85 ページの地域密着型介護老人福祉施設が全部ゼロになっていて、新規の整備は見込まないことになっていますが、この 3 年間何もしないのかと見られてしまう懸念があります。例えば「市内の設置整備状況からこれくらいは整備されているため、新規の整備を見込みません」と加えた方が良いのかと思います。

(委員長)

事務局の方でわかりやすい表現を検討していただければと思います。

(委員長)

本日が最後になるため、本日いただいたご意見等を含めて、事務局の方で再度検討していただき、計画の完成になるかと思います。いつまでにこの事業をやるかなど詳細は書ききれないため、計画の骨組みだと思ってください。

よりわかりやすくという視点で考えると、71 ページの「生活習慣病予防（ポピュレーションアプローチ）」と「重症化予防（ハイリスクアプローチ）」はかつこの中と外が逆ではないかと思います。誤解される可能性がある所以他にも確

認していただければと思います。

全体として委員の皆様にご了解いただいたということによろしいでしょうか。最終的な修正内容は、本日の意見を踏まえて、事務局と調整し決定することにしたと思います。

(事務局)

本日はお忙しい中お集まりいただき、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。追加のご意見等については、3月1日（金）までにFAX又はメールでお送りいただきますようお願いいたします。

今後のスケジュールについてお知らせいたします。まず、パブリックコメントの結果は最終的に整理したものを3月上旬までに公表する予定となっています。また、本日のご意見等も踏まえた最終的な修正等を加えた計画の最終案は、3月中旬に庁内の会議に諮った後、3月末日までに策定する流れになっています。

皆様の任期といたしましては、令和6年10月末日までとなっています。来年度1回目の推進委員会では、第9期計画策定の報告と第8期計画期間の最終年度の実績を報告する予定となっています。

(委員長)

需要と供給のバランスが難しいと思いますが、介護保険だけではない様々な地域資源等を組み合わせて生活していくのが地域包括ケアシステムとなるため、自助や互助のところも含めて、これから考えていただければと思います。

全体の説明を節ごとに行ってもらい、色々な意見や要望、確認事項等たくさん出ましたが、方向性はこれで良いかと思います。

本日の第6回鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。